

30 福保医人第 1044 号
平成 30 年 7 月 13 日一般社団法人日本専門医機構
理事長 殿東京都福祉保健局医療政策部長
矢 沢 知 子

総合診療専門研修プログラムの一次審査基準について (回答)

平成 30 年 6 月 25 日付けで御依頼のありました総合診療専門研修プログラムの一次審査基準について、都の意見として下記のとおり回答いたします。

貴会におかれましては、都における離島及び医療資源の乏しい地域について下記の通り定めるとともに、早急に関係者に周知徹底していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 東京都における離島 (一次審査基準 5)
大島町・利島村・新島村 (新島・式根島)・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村 (父島・母島) の地域
【理由】
離島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法により定められた地域であるため
- 2 東京都における医療資源の乏しい地域 (一次審査基準 6)
以下の二次保健医療圏
・区東北部 (荒川区・足立区・葛飾区)
・区東部 (墨田区・江東区・江戸川区)
・西多摩 (青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町)
・南多摩 (八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市)
・北多摩西部 (立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市)
・北多摩北部 (小平市・東村山市・西東京市・清瀬市・東久留米市)
・島しょ (大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村)
【理由】
人口 10 万対医師数の全国平均を大幅に下回る地域であり、また、国が実施する専門医認定支援事業において「医師不足地域」として認定されている地域であるため
- 3 地域医療対策協議会が認定を求める医療資源が乏しい地域 (一次審査基準 7)
上記 1 及び 2 について、後日東京都地域医療対策協議会において承認を得ることとする。また、対象地域の追加等の必要が生じた場合は、その都度認定を求めることとする。

担当 〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課 土屋

電 話 03-5320-4552